

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和7年6月6日（金）

開 会（午前9時0分）

（委員長挨拶）

（副委員長挨拶）

（委員挨拶）

（席次の決定） 別紙3のとおり

【議 事】

○議案第62号「所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

中井めぐみ委  
員

この金額は非常勤消防団員が公務により死亡・負傷・疾病となったと  
きに、事故発生時から1日単位で支払われる補償金額という認識でよい  
か。

青木危機管理  
監

こちらにつきましては、補償が7種類ございます。例えば療養補償で  
あったり、遺族補償であったりというものがありますので、今回改正さ  
せていただく基礎金額をベースにしまして、一時金という形で支払われ  
るものもございますし、入院等の実際にかかった金額という場合は、委

員が言われているような1日単位ということもございますので、種類によって若干違います。

中井めぐみ委員

そうすると、亡くなられたときはこの金額でどれくらいの期間というのはもう決められているのか。

青木危機管理監

今の事例で申し上げますと、葬祭補償というものがございますので、こちらについては今回改正させていただいた基礎額、職位と経験年数で決まってくるベースがあります。これに対して例えば今の葬祭補償につきましては31万5,000円に加えて、経験年数と職位で補償基礎額というものを計算しまして、その30倍にそれぞれ定められている状況でございます。

中井めぐみ委員

勤続年数が多い人ほど、上がる金額は少しずつ少なくなっている。今回の改正だと、団長及び副団長は10年未満の方だと400円増えて、10年以上20年未満の方は350円、20年以上だと300円という形で少しずつ減っている理由は何か。加えて、去年より今年は上げ幅が大きいですが、物価高騰とかを配慮したものなのか。

古田危機管理担当参事

上がった理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める法令が変わったことございまして、その基になるものが、

令和6年12月に施行されました一般職の職員の給与に関する法律の改正がありましたので、それに伴うものです。

中井めぐみ委員

勤続年数が長い人ほど上がる金額が少ないというのは、何か理由があるのか。

古田危機管理担当参事

その理由につきましては、特に経験年数ですとか、あとは団員によりまして、貢献されている職歴が違いますので、そこで差が出てくるというふうに考えています。

中井めぐみ委員

職歴が長い人ほど、ベースアップの金額が低いという形になってしまいが、その理由は分かるか。

古田危機管理担当参事

一般職員のそちらの改正もそのような形で若年層の方が高いというのがありますので、それに倣ってという形になるかと思えます。

中井めぐみ委員

ベースアップ幅の根拠となる資料はどのようなものになるのか。

古田危機管理担当参事

一般職の職員の給与に関する法律に規定されている俸給といったところがベースとなっております。

末吉美帆子委員

消防団員の処遇改善は社会状況がいろいろあるときに、例えば、東日本大震災の後に引上げがあったが、今回で言えば、人事院勧告による一般職の引上げに伴ってということで、これは毎回同じようにしているのか。

古田危機管理担当参事

こちらの前の改正が令和6年3月、その前が令和4年3月ということで、そのような形のタイミングで改正を行っているところございます。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第62号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時10分）

（説明員交代）

再開（午前9時11分）

○議案第57号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉美帆子委  
員

市に入るたばこ税の使い道についてはある程度目的を持ったものに使  
うとか、そういう方針はあるのか。

新井財務部長

市たばこ税につきましては、全てが一般財源として活用することにな  
っていますので、どの事業ということはなく、全ての事業が対象となる  
ものです。

末吉美帆子委  
員

例えば喫煙所の整備や、受動喫煙の意識啓発、環境に配慮したもので  
あるとか、そういう方針とかはあまり気にせず、一般財源の中で、使途  
を決めるという感じなのか。

新井財務部長

一般財源ということで特に示されていませんが、国の中の議論でも喫  
煙所の対策等にも活用できるということは記載されていますけれども、  
この点については各市町村で必要な施策に充てていく中で、そういった  
対策が必要ということであれば、当然ですがそちらに活用させていただ  
くというものとなります。

末吉美帆子委

たばこ税は市に入る部分もあるが、国に入るのもあると思う。その使

員

途については、国の方針がどうであるかということと、自治体のたばこ税の使い道というのは関連性があるのか。

新井財務部長

市及び都道府県については全部が一般財源ということになっていますが、国のたばこ税につきましては、若干政策的な使途に使われているような側面もございまして、旧国鉄の精算に当たって、たばこ特別税という税もあったと思います。今回防衛財源というような形で、税制改正の大綱が組まれていたという面もございしますので、国の税目については詳細までは分からない部分もございしますが、そういったところに使途として当てるということはあり得るのではないかと考えています。繰り返しますけど、市につきましては全額が一般財源として活用できるという認識です。

中井めぐみ委

員

所沢市分の税収というのは、1箱買ったうちのいくらとか決まっていると思うが、全国での売上げから例えば人口比で配分されるのか、それとも所沢市で購入されたものは所沢市の税収として取るのか、その辺はどのようなになっているのか。

橋本市民税課

長

たばこ税につきましては、市内で購入された分が、販売会社を經由して入ってくるような形となっています。

また、小売の定価から、消費税額、国税、地方税という形で、たばこ

税は分かれています。

中井めぐみ委  
員

1箱のうち、市税は何パーセントなのか。

橋本市民税課  
長

財務省のホームページによりますと、小売価格が20本入りで580円のたばこ1箱あたり、地方税のうちの市町村たばこ税は131.04円となっています。

中井めぐみ委  
員

確認だが、所沢市で購入したうちの市税は全額所沢市に配分されると思うが、その中には、国に払われる税というもの、もちろん含まれているということでしょうか。

たばこを吸っている人は全然そんなことを考えていないと思うが、意図せず国の方の税金、国が使いたいと思っている使途に使われてしまうということも、当然あり得るということか。

橋本市民税課  
長

そのとおりです。

末吉美帆子委  
員

たばこは地元で買ひましようキャンペーンみたいなのがよくあるが、地元で買っている市民の方はどれくらいいるのかなどは、喫煙者数が分

からないため難しいと思うが、把握しているのか。

橋本市民税課  
長

なかなかその辺のところの集計というものにつきましては難しいので、把握はできていません。

中井めぐみ委  
員

1箱580円の中で、市税は131.04円だったが、国に払う税金はどれくらいなのか。

橋本市民税課  
長

国税はたばこ税とたばこ特別税と分かれており、その合計額は152.44円となります。

植竹成年委員

議案書の3ページだが、「附則第16条の2の次に次の1条を加える。」と記載されているが、何を加えたのかまずは教えてほしい。

橋本市民税課  
長

議案書の3ページ下段のところに附則第16条の2の次に次の1条を加えるということで、その下にある第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例という内容で、第16条の2の2が加わったという意味です。

植竹成年委員

加わったところの内容について、議案書の4ページ、第16条の2の2第1項第1号で、「0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算す

る方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法」ということだが、なぜこの加熱式たばこが0.35グラム未満である場合は、このような形で紙巻たばこの1本と換算するのか。何か基準とかあるのか。第16条の2の2第1項第2号は、「重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法」とあるが、加熱式たばこの重量によって、換算の仕方、紙巻たばこの比べ方が少し違うのは、どういうことなのか。

新井財務部長

第16条の2の2第1項第2号については、前号に掲げるもの以外のものが対象になります。

加熱式たばこの場合、日本国内のものだけではなく輸入されてくるようなたばこもございますので、紙巻たばこのような形態のものから液状のものもあります。

第16条の2の2第1項第1号はいわゆる紙巻たばこと同じような形のものでございますが、第16条の2の2第1項第2号は液体のときのようなイメージであるため、1本、2本というものではないため、4グラムで1箱相当にしましょうというようなイメージとなります。0.35グラムに対する根拠については分からないが、記載の部分は附則の部分であり、本則があります。

所沢市税条例第81条では、換算する割合が0.4グラムとうたっているが、今回この附則を設けることで、本則に関わらず、0.35グラムにすると、割合として0.05グラム分少し多めに税が課税されるイメージになる改正となります。

植竹成年委員

議案資料27ページの経緯措置に、激変緩和の観点から次の2段階で実施することだが、0.05グラム分多く課税されることがそんなに大きな負担が生じるという意味合いなのか。

橋本市民税課  
長

報道によりますと、1箱当たり最大でも100円の値上げがされると言われていましたが、たかが100円といえども、されど100円の値上げというのは、喫煙者にとっては影響が大きいと考えられることから、2段階で実施をして激変緩和措置が設けられたというふうに考えております。

植竹成年委員

これまでもたばこの関係で所沢市税条例が改正されたことはあったか。

橋本市民税課  
長

紙巻たばこに換算した場合の1本当たりというか1箱当たりという形での課税の割合というものの変更に伴う所沢市税条例の改正はありました。

植竹成年委員

紙巻たばこのときの所沢市税条例の改正のときはこういう激変緩和措置はとっていなかったけれども、今回加熱式たばこがこのような形で加わったことによって、激変緩和措置をとるような内容になっているという意味合いなのか。

橋本市民税課  
長

過去のたばこ税の改正のときに、激変緩和措置が絶対にとられていなかったかどうかというのは資料がないため分かりません。

末吉美帆子委  
員

紙巻たばこと加熱式たばこの売上げの割合は把握しているのか。

橋本市民税課  
長

内訳の詳細で報告があるものではなく、総額として報告されるものなので、内訳の状況は分かりません。

末吉美帆子委  
員

一般的な社会状況として、紙巻たばこと加熱式たばこの売上げの割合は何対何くらいかというのは分からないのか。

橋本市民税課  
長

民間の調査会社の報告によると、喫煙者に占める加熱式たばこの割合は38.5%となっています。

末吉美帆子委員

先ほど、たばこを買うと、国への税と市への税が含まれているという話があった。国の税の使い道については先ほどの答弁で分かったが、今回は所沢市税条例の改正であるから、国税の使い道の部分については、関連性がないと思っているが、その認識でよろしいか。

新井財務部長

先ほど答弁させていただきましたけれども、国税につきましてはたばこ税法という法律が別途ありますので、そちらの改正内容を承知していないのですが、地方税法につきましては、その一般財源ではないというように改正はされていませんので、全てが一般財源であると認識しています。

**【質疑終結】**

**【意見】**

中井めぐみ委員

議案第57号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。

議案第57号の市たばこ税は、令和7年度税制改正大綱の防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の中で防衛力強化を目的とした財源確保の一つとして、国たばこ税で加熱式たばこの税率を引き上げ、紙巻たばこと同水準に改正することとし、これに伴い、地方たばこ税でも課税方式を同様に改正するものです。

地方たばこ税の増税分はすべて地方自治体の税収になることは理解し

ていますが、市民が意図せず防衛力強化に加担することとなる税制改正大綱を根拠とした本条例については賛成することはできません。

以上の理由から議案第57号に反対します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第57号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第63号「所沢市庁舎基幹設備改修工事請負契約締結についての一部変更について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委員

物価と労務単価の上昇から契約金額が増額されるというわけだが、その根拠となる指標はどこから算出されたのか。

吉田管財課長

引用元でございますが、一般財団法人建設物価調査会の建設物価建築費指数を引用しております。また、工事価格の大半を占めている2項目については、市のほうで再見積りを取りまして、金額の見直しを行っております。

中井めぐみ委員

今後も物価上昇はしていくと考えられるが、労務単価などはどれくらいの頻度で見直しされるのか。毎年なのか、それとも年度途中でも物価が急激に上がれば見直していくのか。

吉田管財課長

先ほど御案内しました建設物価建築費指数については毎月発行されております。こちらの動向をみて、受注者から申し出がありましたら、再度協議をさせていただくという形になります。

末吉美帆子委

労務単価の上昇だが、今人材が非常にどこの現場でも、どこの自治体

員

でも足りないという話があるが、特にどの職種・人材が逼迫しているのか。

吉田管財課長

今のところ受注者から人員の手配が滞っているという話は聞いておりません。順調に工事のほうは進捗しております。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第63号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前9時33分）

※休憩中に協議会を開催

再開（午前9時58分）

**○所管事務調査事項について**

長谷川礼奈委

員

「中核市」、「公民連携、官学連携」、「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「株式会社ワルツ所沢」、「新所沢パルコ跡地の活用」、「旧庁舎と文化会館跡地の活用」、「農地・これからの農業」、「リノベーションまちづくり、まちづくり会社」、「狭山丘陵の魅力づくりとボールパーク」を当委員会の所管事務調査事項としたい。

大石健一委員  
長

当委員会の所管事務調査事項は「中核市」、「公民連携、官学連携」、「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「株式会社ワルツ所沢」、「新所沢パルコ跡地の活用」、「旧庁舎と文化会館跡地の活用」、「農地・これからの農業」、「リノベーションまちづくり、まちづくり会社」、「狭山丘陵の魅力づくりとボールパーク」に決定とすることによろしいでしょうか。

(委員了承)

#### ○委員会視察について

大石健一委員  
長

行政視察の実施時期については、7月28日、29日、30日で調整することによろしいでしょうか。

(委員了承)

大石健一委員  
長

視察先等については、正副委員長に一任していただくことによろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会 (午前10時1分)

## 総務経済常任委員会

令和7年6月6日(金)

開 会  午前・午後 9時0分  
散 会  午前・午後 10時1分  
場 所 第1委員会室

委 員 長	大石 健一	✓
副 委 員 長	長谷川 礼奈	✓
委 員	末吉 美帆子	✓
〃	中井 めぐみ	✓
〃	植竹 成年	✓
〃	青木 利幸	✓
〃	入沢 豊	✓
〃	石原 昂	✓

議 長	粕谷 不二夫	
-----	--------	--

## ●説明員等出席表

【総務経済常任委員会】 令和7年6月6日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
危機管理監		危機管理監	青木 一圭
危機管理室		参事	古田 晃一
危機管理室		副主幹	黒川 敦
危機管理室		主任	山口 陽平
財務部		部長	新井 猛
財務部		次長	菅原 聖二
財務部	管財課	課長	吉田 孝之
財務部	管財課	主査	松村 健志
財務部	市民税課	課長	橋本 博史
財務部	市民税課	副主幹	村山 透
財務部	市民税課	主査	浦山 昌明
財務部	資産税課	課長	斉藤 邦彦
財務部	資産税課	主査	石川 英里

議会事務局			
部局	課	職名	氏名
議会事務局		主査	谷口 周
議会事務局		主任	入江 亮

総務経済常任委員会

【第1委員会室】

大石 健一  
委員長

長谷川 礼奈  
副委員長

中井 めぐみ  
委員

植竹 成年  
委員

石原 昂  
委員

末吉 美帆子  
委員

入沢 豊  
委員

青木 利幸  
委員

説明員席